

消公協第63号
令和6年3月12日

消費者委員会
委員長 鹿野 菜穂子 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公 印 省 略)

定形郵便物（25グラム以下のものに限る。）及び料金上限規制の対象となる25グラム以下の信書郵便物の料金の上限の改定案について

定形郵便物（25グラム以下のものに限る。）及び料金上限規制の対象となる25グラム以下の信書郵便物の料金の上限の改定案について、これを物価問題に関する関係閣僚会議に付議するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

○総務省令第 号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第二項第三号の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>(定形郵便物の料金の上限) 第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、<u>百十円</u>とする。</p>
<p>改正前</p>	<p>(定形郵便物の料金の上限) 第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、<u>八十四円</u>とする。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第 号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第十六条第二項第二号の規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七条）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、百十円とする。 (大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額)
改正前	第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、八十四円とする。 (大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。